

縄文の女神と若鮎の里

Funagata

お知らせ版

No.689

令和8年
8月14日号

熊本地震災害義援金の募金箱を設置しました

日本赤十字社舟形町分区では、熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う被災者支援のため、役場窓口などに募金箱を設置し、義援金を受付けています。

▼設置場所／舟形町住民税務課、舟形若あゆ温泉、観光物産センター「めがみ」、舟形調剤薬局、もがみ中央農業協同組合舟形支店、ファミリーマート舟形町中央店、老人いこいの家「清流荘」

▼設置期間／～8月31日（月）

▼問い合わせ／日本赤十字社舟形町分区（舟形町社会福祉協議会） ☎（32）2733



8月15日は終戦の日です

町では、先の大戦で亡くなられた方々の追悼と平和を祈念するため、役場庁舎前に半旗の掲揚を行います。また、15日の正午に防災無線でお知らせしますので、黙祷へのご協力をお願いします。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎（32）0655

「舟形ほほえみ応援商品券」について

▼使用期限／令和8年8月31日（月）

期限を過ぎると利用できなくなりますので、お早めにご利用ください。

▼問い合わせ／舟形町まちづくり課ふるさと応援推進室 ☎（32）0844

使用期限
が近付いて
います。
お忘れなく！

第3回脱炭素川柳コンテスト

（株）やまがた新電力では、県とNP0法人環境ネットやまがたの後援を受けて、脱炭素川柳コンテストを開催しています。物価高の今だからこそ、太陽光で持続可能なクリーンライフを考えましょう。脱炭素への思いやエコへの情熱を込めた一句を募集します。

▼応募資格／県内に住む方ならどなたでも（1人1点まで）

▼応募期間／～9月10日（木）

▼応募方法／専用フォームから応募ください。入賞者にはメールで連絡します。

▼その他／結果発表は10月中旬を予定しています。

▼問い合わせ／（株）やまがた新電力 ☎023（627）3210

※詳しくは右の
QRコードから



日本赤十字社山形県支部 職員採用試験

日本赤十字社山形県支部および山形県赤十字血液センターで働く一般事務職と看護師職を募集します。

▼採用予定人数／若干名

▼〆切／9月18日（金）

▼問い合わせ／

日本赤十字社山形県支部総務課
☎023（641）1353

※詳しくは下の
QRコードから



農業機械安全操作研修 受講生募集

農業者などに向けて、農作業の安全対策を強化する研修を開催します。※要予約

▼日時／9月9日（水）、10日（木）

午前10時～午後3時30分

▼場所／東北農林専門職大学

▼内容／農業機械の基礎知識や農作業事故防止に関する講義・実習

▼費用／無料

▼〆切／8月26日（水）

▼申込み・問い合わせ／

東北農林専門職大学
キャリアサポート・研修センター

☎（22）8794

日曜労働悩みごと相談会

山形県労働委員会では、解雇や未払い賃金などの労使間トラブルでお悩みの方へ向けた相談会を開催します。

▼日時／

①10月4日（日）

②10月18日（日）

午前10時～午後3時

※最終受付は午後2時30分

▼場所／

①置賜総合文化センター（米沢市）
鶴岡市勤労者会館

②大手門パルズ（山形市）
新庄商工会議所

▼〆切／

①10月2日（金）

②10月16日（金）

▼その他／事前申込みの方を優先します。当日参加も可能です。オンライン相談も受け付けます。

▼申込み・問い合わせ／

山形県労働委員会事務局
☎023（666）7784

無料相談会



「こころの健康相談統一ダイヤル」 9月10日から16日は自殺予防週間です

「世界自殺予防デー」である9月10日から16日までは「自殺予防週間」です。山形県精神保健福祉センターでは「心の健康相談ダイヤル」とともに、自殺予防のための全国共通電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」にも対応しています。センターでは自殺予防週間の取組みとして、「こころの健康相談統一ダイヤル」の電話相談を拡充します。

▼相談電話番号／「こころの健康相談統一ダイヤル」 ☎0570（064）556

※「心の健康相談ダイヤル」【☎023（631）7060】からも相談できます。

▼電話相談拡充期間／9月10日（木）～16日（水）※期間中は土・日・祝日も対応します。

▼電話相談対応時間／午前9時～午後5時

「自死遺族相談」および「自死遺族の集い」について

大切な方を自死で亡くされた方が安心して語れる場所として、精神科医師・保健師による「個別相談」や身近な方・大切な方を自死で亡くした方々が思いを語り、分かち合う場として「自死遺族の集い」を開催しています。詳しくは問い合わせください。

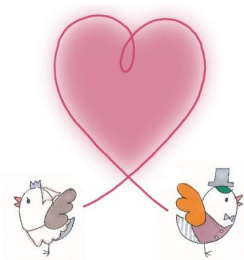
▼問い合わせ／山形県精神保健福祉センター ☎023（624）1217

町税などにおける督促状について

町税などについては、納期限までに納付が確認できない場合に、督促状を送付しています。納期限後から督促状送付日までに納付された場合、金融機関などの窓口で納付された場合には入金の確認まで最大10日程度を要します。行き違いで督促状が送付されることがありますのでご了承ください。

納期限内の納付および口座振替へのご理解とご協力をお願いします。

▼問い合わせ／舟形町住民税務課税務係 ☎（32）0466



／ 出会いの機会もあなたに ／ やまがたハッピー サポートセンター



山形県、県内市町村、経済団体などで組織する「やまがたハッピーサポートセンター」は、結婚を希望する独身の方を応援しています。マッチングシステム「Aiナビやまがた」では、登録すると希望に合う相手を検索してお見合いを申込みできるほか、AIがおすすめの相手を紹介する機能もあります。

18歳以上でインターネット環境がある方なら、どなたでも登録できます。「出会いの機会がない」「結婚を考えている」という方は、ホームページを確認ください。

▼問い合わせ／やまがたハッピーサポートセンター山形センター

☎023 (687) 1972

※詳しくは右の
QRコードから



山形県委託事業 生活あんしんネットやまがた 生活なんでも相談ダイヤル ☎0120 (39) 6029

山形県労働者福祉協議会では、借金、法律、家庭、就労など、生活全般に関する悩みや困りごとについて、相談を受付けます。

▼電話相談日時／8月27日（木）～28日（金） 午前10時～午後5時

▼問い合わせ／生活あんしんネットやまがた ☎0120 (39) 6029

※詳しくは右の
QRコードから



屋外広告物の適正な管理と点検義務について

毎年9月1日から10日までの期間を「屋外広告物適正化旬間」として、屋外広告物適正化や安全管理の強化などに全国で取り組んでいます。

普段、私たちが見かける看板や案内板などの「屋外広告物」は、まちを活気づけ、道案内をしてくれる便利なものです。しかし、設置のルールが守られていなかったり管理がおろそかになったりすると景観を損ねるだけでなく、台風や地震の際に落下・倒壊して思わぬ事故に繋がる危険性があります。

屋外広告物にサビや緩みがないか定期的な「安全点検」を行い、設置・変更の際は県の条例に基づく「事前確認」と適切な手続きをお願いします。

▼問い合わせ／最上総合支庁建設部建設総務課行政係 ☎(29) 1376



看板が倒壊した事例

※詳しくは右の
QRコードから



参加費無料

スマホ講座 毎週開催

健康ポイント
対象事業



スマートフォンについて、わからないことは何度でも。個別相談も受付けます。

9月の開催日	時間	会場
毎週木曜日	午後2時～4時	富長交流センター (富長会場)
	午後6時30分～8時30分	農村環境改善センター (堀内会場)
毎週金曜日	午後1時30分～3時30分	中央公民館 (舟形会場)
	午後3時30分～4時30分	中央公民館 ※よろず相談 (舟形会場)
毎週土曜日	午後1時30分～3時30分	長沢集学校 (長沢会場)

▼問い合わせ／長沢集学校 ☎(29) 8255

※9月18日は、開催場所が中央公民館から防災センターに変わります。ご注意ください。

福祉係からのお知らせ

各種手当について、新規申請や変更事項が発生した場合は窓口での手続きが必要です。

児童扶養手当

父（または母）の死亡、父母の離婚などで父親（または母親）と生計を別にして（もしくは父または母が一定の障がいを持つ）18歳未満の児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）が健やかに育成されるように、児童の養育者に支給されます。※所得制限があります。

▼**支払額**／【**全額支給**】1ヵ月あたり48,050円

【**一部支給**】1ヵ月あたり11,350円～48,040円

※第2子、第3子がいる方には加算があります。

▼**支払月**／奇数月の11日に2ヵ月分の支給となります。

▼**手続き**／新規申請、他の市区町村からの転入、氏名・住所の変更、支払口座の変更など、福祉係窓口で手続きが必要です。

▼**持ち物**／申請者名義の通帳、個人番号の分かるもの、戸籍謄本など

▼**その他**／

- ・婚姻を解消していても、父または母の配偶者に養育されている場合などは支給対象外です。
- ・変更事項が発生した場合にはお早めにご連絡ください。手当の返還を求められる場合があります。
- ・受給者または児童が公的年金給付など（老齢福祉年金、障害年金、遺族年金など）を受給している場合、その額により全部または一部が制限されます。

《山形県ひとり親家庭応援センター 出張相談について》

8月25日に福祉避難所「てとて」で県の相談員による出張相談を実施します。手当の受給相談・支援や就学資格取得、困りごと相談など、ご利用の際は町健康福祉課福祉係まで申込みください。

特別児童扶養手当

20歳未満の精神や身体に障がいのある児童が健やかに育成されるように、児童を在宅で養育している両親などに支給されます。※所得制限があります。

▼**支払額**／【**特別児童扶養手当の1級**】1ヵ月あたり58,450円

【**特別児童扶養手当の2級**】1ヵ月あたり38,930円

▼**支払月**／4月、8月、11月の各11日（支給日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日）

▼**手続き**／新規申請、他の市区町村からの転入、氏名・住所の変更、支払口座の変更など、福祉係窓口で手続きが必要です。

▼**持ち物**／申請者名義の通帳、診断書、個人番号の分かるものなど

▼**その他**／提出された診断書を基に、県が障がい審査を行います。

▼**申込み・問い合わせ**／舟形町健康福祉課福祉係 ☎（32）0655

8月は児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当の所得状況届の提出月です。
提出がない場合は、手当を受給できなくなります。ご注意ください。

新庄・最上



レインボーマーチ

2026

開催日時

9月13日 SUN

13:00 ~

(12:00 開場 15:00 終了予定)

～ありのままの私で歩きだそう！
ジモトではじまる新しい☆当たり前。～

誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、
LGBTQや障がいのある方など社会的マイノリティとそれを支援する人々が
ともに進出する市民マーチを新庄・最上地域で初めて開催！
趣旨に賛同する方であればなたでも参加できます
皆で一緒にパレードを盛り上げよう～★★★

集合・解散場所

ゆめりあ 花と緑の交流広場
(新庄駅隣設)

開催内容

オープニング…あいさつ・趣旨説明・オープニングパフォーマンス
市民マーチ……音楽やフラッグを掲げ市内中心部を行進
展示・販売……協賛企業や団体による展示・販売・ワークショップ
○すぎのこハウスのコラボクッキー販売
○リフレイムラボラトリーのワークショップ
○新庄市立図書館のコラボ展示
○レインボーマーチ関連グッズの販売 ほか
協力・協賛……趣旨に賛同し応援くださる個人・団体・企業等を
引き続き募集します(詳しくは裏面を参照)

本マーチは雨天決行・荒天中止となります。
(天候に合わせて各自対策をお願いします)

※ Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、
Transgender(トランスジェンダー)、Questioning・Queer(ク
エスチョニング・クィア)の頭文字をとった言葉で、性的少数者を
表す総称の一つです。

飛び入り参加OK
参加費無料!

PARADE MAP



主催/ 新庄・最上レインボーマーチ実行委員会(しんじょうレインボープロジェクト・虹をかける会)

後援/ 山形県 新庄市 金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 蛙川村 戸沢村

キャラクターデザイン/ ラーナーちひろ 広報制作企画/ 株式会社さくらプランニング

お問い合わせ/ 090-9032-2551(事務局:坂本まで※不在の場合は折り返し連絡いたします)



イベント詳細や最新情報を上記SNSで発信中!

令和8年8月から 高額療養費制度 が見直されます



高額療養費 制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

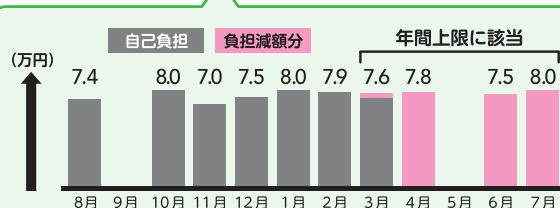
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分：年収約370万円～約770万円)の場合



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

●多数回該当

直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

●外来特例（70歳以上で現役並み以外の方）

外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村（国民健康保険担当、後期高齢者医療担当）

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター

0120-617-111
においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

※運用期間：令和8年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。

下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院＋外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1% ＜140,100円＞	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1% ＜93,000円＞	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1% ＜44,400円＞	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 ＜44,400円(※1)＞	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 ＜24,600円＞	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 ＜24,600円＞	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

高額療養費制度の見直しに係る Q & A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。(ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。)
なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。

保健センターだより



◆乳幼児健診および講座◆

※各講座の申込みは、スマートフォンなどの母子手帳アプリ「めがみちゃん」からも可能です。

月日	健診名	対象年齢	受付時間	集合場所	持ち物
9月10日(木)	5歳児健診	令和3年4月2日～ 令和4年4月1日生	対象者に別途通知	福祉避難所 「てとて」	母子健康手帳、内履き、水分補給用の飲み物
9月15日(火)	産後ママのストレッチ講座 ※要事前申込み	生後2ヵ月～ ハイハイの始まる時期	午前9時50分～ 10時		バスタオル1枚、ミルク、オムツなど ※動きやすい服装でお越しください
9月25日(金)	歯科健診・フッ素塗布	令和4年4～8月生、12月生 令和5年1・2月生	午後1時～ 1時30分		歯の健康手帳、仕上げみがき用歯ブラシ、 フェイスタオル
9月30日(水)	育児プレスタート講座 ※要事前申込み	令和8年12月～令和9年2月 出産予定の妊婦さんと家族	午前9時50分～ 10時		母子健康手帳、筆記用具、水分補給用の飲み物

◆健康相談◆ 相談日 9月7日(月)、24日(木)

《定期健康相談》 午前9時～正午

一般健康相談（血圧測定について、健診結果について、こころの相談など）を行います。健康福祉課③番窓口へお越しください。

来庁できない方は、電話相談【☎(32) 0810】も可能です。

《介護相談》 午前9時～正午

介護相談（介護について、認知症について、成年後見人制度についてなど）を行います。健康福祉課②番窓口へお越しください。

来庁できない方は、電話相談【☎(32) 0690】も可能です。

《妊婦さんとパパ・ママの定期健康相談》

午前10時～正午（受付：午前11時30分まで）

母子健康手帳の交付、育児相談、身体計測等による発育・発達相談、妊婦さんや子育て中のお父さんとお母さんの個別相談を行います。福祉避難所「てとて」へお越しください。保健師と助産師が相談に応じます。

《人間ドック・特定健診》

▼期日／9月9日(水)

9月25日(金)

▼場所／最上検診センター

▼受付／対象者に別途通知

▼対象／紫山(女性)・沖の原・鼠沢

※日程の変更・キャンセル・送迎

の希望などは最上検診センター

【☎(23) 3411】まで。

9月は健康増進普及月間です

☆健康診断を受けましょう☆

○若いうちから健康診断を受けて自分の健康状態を把握しましょう。

○早期からの健康管理に努めて生活習慣病を予防しましょう。

○町の健康診断は40歳未満の方も受診できます。

希望される方はご連絡ください。

～1に運動 2に食事 しっかり禁煙 良い睡眠～

人間ドック・定期健康診断の結果を配布します

～結果通知書の配布・個別健康相談を行います～

【7月30日(木)、

8月3日(月)実施分】

▼日時／9月4日(金)

午前10時～11時

▼場所／

福祉避難所「てとて」

【8月12日(水)実施分】

▼日時／9月16日(水)

午前10時～11時

▼場所／

福祉避難所「てとて」



※いずれの事業もふるさと納税を活用しています。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課地域保健係 ☎(32) 0810